

○北栄町要保護及び準要保護児童生徒に対する就学援助費支給に関する規則

平成18年3月15日

教育委員会規則第1号

改正 平成19年9月28日教委規則第9号

平成20年1月23日教委規則第2号

平成23年3月30日教委規則第2号

(目的)

第1条 この規則は、教育基本法(平成18年法律第120号)第4条第3項並びに学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条及び第49条の規定に基づき、北栄町立学校の児童又は生徒が、保護者の経済的理由により就学が困難と思われる場合において、適切な財政的援助を与えることにより学校教育活動の円滑な運営を図るとともに、義務教育効果の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 要保護児童・生徒 保護者(学校教育法第17条第1項に規定する保護者。以下「保護者」という。)が生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者であり、かつ、第5条各項の規定により、教育委員会が認定した児童又は生徒をいう(以下「要保護の者」という。)
- (2) 準要保護児童・生徒 保護者が生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮している者であり、かつ第5条各項の規定により教育委員会が認定した児童又は生徒をいう(以下「準要保護の者」という。)

(就学援助の種類等)

第3条 この規則に基づく就学援助費の種類等は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 学用品費 準要保護の者が、通常必要とする学用品又はその購入費
- (2) 通学用品費 準要保護の者のうち小学校又は中学校の第2学年以上の学年に在籍する者が、通常必要とする通学用品又はその購入費
- (3) 修学旅行費 要保護及び準要保護の者が、修学旅行に参加するため直接必要な経費(小学校又は中学校を通じてそれぞれ1回に限る。)
- (4) 新入学児童生徒学用品費 準要保護の者のうち小学校又は中学校に入学する者か、通常必要とする通常学用品及び通学用品又はそれらの購入費
- (5) 医療費 要保護及び準要保護の者が、学校保健安全法施行令(昭和33年政令第174

号)第8条に定める疾病及び歯周疾患にかかり、当該児童又は生徒の保護者がその疾病の治療のための医療に要する経費。この医療費の支給に関しては、教育委員会が別に定めるところによる。

(6) 学校給食費 要保護及び準要保護の者の保護者が負担する学校給食法(昭和29年法律第160号)第6条第2項に定める学校給食費(生活保護法第13条の規定による教育扶助で学校給食費に関するものが行われている保護者を除く。)

(7) 校外活動費 準要保護の者が、学校行事として校外活動に参加するために直接必要な交通費及び見学料の額

(8) 通学費 準要保護の者が、特別な事由により必要と認めた場合の交通費

(9) 児童生徒会費 準要保護の者が、児童生徒会費(学級費、クラス会費を含む。)として一律に負担すべきこととなる経費

(10) クラブ活動費 クラブ活動(課外の部活動を含む。)に必要な用具等で、当該活動を行う児童又は生徒全員が個々に用意することとされているものについて、当該用具又はその購入費及び当該活動を行う児童又は生徒全員が一律に負担すべきこととなる経費(就学援助費の支給額)

第4条 就学援助費の支給額は、次の各号に掲げる額の5割以上10割以下をもって、毎年度当該予算の範囲内において、教育長が定める額とする。

(1) 学用品費、通学用品費、新入学児童生徒学用品費 校外活動費、通学費、児童生徒会費、クラブ活動費の一人当たりの額は、毎年度教育長が定める額

(2) 修学旅行費の一人当たりの額は、別に教育委員会が定めるところにより修学旅行の承認を得るため校長が作成した修学旅行計画書に掲げる経費の額。ただし、これが予定額で示されている場合にあってはその確定額

(3) 医療費の一人当たりの額は、当該保護者が当該診療に係わり負担すべき診療報酬額

(4) 学校給食費の一人当たりの額は、北栄町学校給食センター管理運営規則(平成17年教育委員会規則第11号)第14条の規定により運営委員会で審議し、北栄町教育委員会で決定した給食費等徴収金の年額

(要保護及び準要保護の者の認定)

第5条 教育委員会は、毎年度6月末日までに要保護及び準要保護の者を認定する。

2 前項の規定による設定は、新規認定及び継続認定並びに認定替とする。

3 第1項の認定事務は教育長の専決事務とする。ただし、認定の基準については第12条及び第13条に定めるところによるものとする。

(新規認定)

第6条 新規認定の申請は要保護及び準要保護児童生徒に係る認定申請書(別記様式。以下「申請書」という。)に当該児童生徒の保護者名、住所及び家族の状況並びに当該児童生徒の氏名、生年月日及び学年並びに申請をする理由等所用の事項が記入されていなければならない。

2 教育長は要保護及び準要保護の者の新規認定を保護者から当該児童生徒が所属する若しくは所属する予定の学校長を経由して申請されたときは、所得証明書・民生委員の意見書等により申請記載の調査及び認定する若しくは認定しないの旨を審査しなければならない。

3 申請書は、正本を教育委員会が、また副本を当該児童生徒が所属する若しくは所属する予定の学校長が保管するものとする。

(継続認定)

第7条 要保護及び準要保護の者の保護者が認定された年度の翌年度において引き続き要保護及び準要保護の者の認定を希望する場合は、前条の規定に基づき申請書を認定された年度の3月31日までに学校長に提出するものとする。

2 当該児童生徒が所属する学校長は申請書を教育長に提出するものとする。

(年度途中の認定及び認定替)

第8条 要保護及び準要保護の者の認定は、原則として年度の途中においては行わないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

(1) 保護者に急変があった場合

(2) 他市町村において、就学援助を受けていた者が町内の学校に転入した場合

(3) 生活保護法の規定により保護者が新たに要保護者となった場合

(4) 生活保護法の規定に基づく教育扶助が廃止若しくは停止となったことにより準要保護の者として認定書を必要とする場合

2 本条の規定により認定を希望する者は、第6条の規定に基づき申請するものとする。ただし、前項第4号に規定する者についてはこの限りではない。

(認定の取り消し)

第9条 要保護及び準要保護の者が次のいずれかに該当することとなったときは、教育長は速やかに審査し、当該認定を取り消すこと若しくは取り消さないことの決定をしなければならない。

(1) 当該児童生徒が転出し又は退学し若しくは死亡したとき。

- (2) 当該児童生徒の保護者から取り消しの申し出があったとき。
 - (3) 当該児童生徒が所属する学校長及び当該児童生徒が居住する地区の民生委員から当該児童生徒の保護者について生活好転とみなし認定取り消しの申し出があったとき。
 - (4) 生活保護法の規定に基づく教育扶助が廃止若しくは停止となったとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか教育長が取り消しを必要と認めたとき。
- 2 当該児童生徒が所属する学校長は、当該児童生徒が前項第1号から第3号までの事由に該当するに至ったときは、その旨を教育長に届けでなければならない。
- 3 教育長は第1項の決定を行ったときは、取り消しを行った旨若しくは行わなかった旨を当該保護者及び学校長に通知しなければならない。

(保護者への通知)

第10条 教育長は新規認定、継続認定、認定替及び認定の取り消しの処分を行ったときは、当該児童生徒の保護者に対し、その旨を記載した通知書を発行しなければならない。

(関係書類の保存)

第11条 教育委員会及び当該学校長は、当該児童生徒に係る関係書類が、当該児童生徒が第9条第1項の規定による処分があったこと又は中学校を卒業したことによって不要となった日から5年間保存しなければならない。

(認定の基準)

第12条 要保護の者に認定すべき者の基準は、当該児童又は生徒の保護者が生活保護法の規定による要保護者であり、かつ、現に教育扶助を受けている者であることを要件とする。

第13条 準要保護の者に認定すべき者の基準は、当該児童又は生徒の保護者が次の各号のいずれかの措置を当該年度又は前年度において受けた者であることを要件とする。

- (1) 生活保護法に基づく保護の停止及び廃止
- (2) 地方税法(昭和25年法律第226号)第295条第1項の規定に基づく市町村民税の非課税
- (3) 地方税法第323条に基づく市町村民税の減免
- (4) 国民年金法(昭和34年法律第141号)第89条及び第90条の規定に基づく国民年金の保険料の減免
- (5) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第77条に基づく保険料の減免又は徴収の猶予
- (6) 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第4条に基づく児童扶養手当の支給
- (7) 地方税法第367条の規定に基づく固定資産税の減免

2 前項各号に掲げる基準に該当する者の他、次のいずれか一つに該当する者を認定の対象とする。

- (1) 生活福祉基金の貸し付けを現に受けているもの
 - (2) 保護者が職業安定法(昭和22年法律第141号)第17条に基づき日雇労働者を希望して公共職業安定所に求職申込みをしている者
 - (3) 保護者の職業が不安定で生活状態が悪いと認められるもの
 - (4) 学校納付金の納付が困難な者、被服、学用品、通学用品等に不自由している者又は生活状態が極めて悪いと認められる者
 - (5) 経済的な理由による欠席日数が多い児童等の保護者
 - (6) やむを得ない理由により所得が著しく減少した者又は家族の病気等により支出が著しく増大した者で、教育委員会が援助する必要があると認めるもの
- (差別取扱の禁止)

第14条 要保護及び準要保護の者は、これ以外の者といかなる差別をされてはならない。

2 要保護及び準要保護の者として認定されていることは関係者以外に対して秘密とされなければならない。

(就学援助費支給の手続き等)

第15条 教育長は、要保護及び準要保護の者に支給すべき当該年度の就学援助費の額の予定額が決定したときは、就学援助費支給計画書兼明細書(以下「計画書」という。)を作成し、当該学校長及び保護者に通知しなければならない。

2 前項の通知は、毎年度6月末日までに行うものとする。ただし、年度の途中で認定した者及び認定替した者については、その処分を行った日から30日以内に行う。

3 保護者は、第1項の通知を受けた日から15日以内に就学援助費振込先の指定(以下「口座指定」という。)を教育委員会に届け出なければならない。

第16条 全ての学校長は、円滑な就学援助費支給事務に資するため、報告書をもって必要事項を教育長に報告しなければならない。

2 教育長は、学校長から提出された報告書に基づき、当該報告書が提出された日から30日以内に当該児童生徒の就学援助費の額を確定し、前条第1項に準じて当該学校長及び保護者に通知しなければならない。

第17条 教育長は、次の各号に掲げる期日までにそれぞれの就学援助費を保護者に支給し、支給した旨を保護者及び学校長に通知しなければならない。

- (1) 第3条第1号、第6号及び第8号に掲げる就学援助費については、毎年度3期に分

割する。

(2) 前号に掲げるもの以外のものについては、前条の規定により就学援助費の額が確定した日が属する学期の末日

(就学援助費の目的外消費の禁止)

第18条 保護者は、この規則の定めるところにより就学援助費を支給されたときは、いかなる理由によっても、当該支給にかかる就学援助費を当該支給にかかる支給の目的以外に消費してはならない。

2 教育長は、就学援助費の目的外消費を防止する必要があると認めるときは、保護者の了知の下に当該就学援助費の一部又は全部を保護者に支給せず、当該学校長に保管させ、必要に応じて現品に替えて支給し、又は必要な学校納付金若しくは学校給食費、修学旅行費等に充当することができる。

(その他)

第19条 法令に特別の定めのあるほか、この規則の施行に関し必要な細部事項は、その都度教育長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年9月28日教委規則第9号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年1月23日教委規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年3月30日教委規則第2号)

この規則は、平成23年4月1日から施行